



学校いじめ防止基本方針

札幌市立平岸小学校

わかる授業で 未然防止
職員みんなで 早期発見



★いじめ防止対策推進法より★

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

目 次

平岸小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定の基本的な考え方

2 未然防止に向けて

- (1) ストレスが高まらない「授業づくり」「集団づくり」
- (2) 授業づくり
- (3) 集団づくり
- (4) 教職員の構え
- (5) 教育課程への位置付け

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 早期発見の基本
- (2) 早期発見のために
- (3) 定期的なアンケートの実施



4 いじめへの対応

- (1) 状況把握
- (2) 判断と対応
- (3) 該当児童、保護者に対して
- (4) いじめが起きた集団へのかかわり
- (5) ネットいじめへの対応

5 学校いじめ防止のためのプログラム

6 いじめ防止に向けた組織

- (1) 名称
- (2) メンバー
- (3) 役割
- (4) 仕事と日程



～（資料）いじめの防止等のために学校が実施すべき施策～

- (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
- (2) 学校いじめ防止基本方針の策定にあたり
- (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

平岸小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を乗じさせる恐れがあるものであり、その対応については、現在、社会における最重要課題の一つとなっている

学校においては、児童が安心・安全に生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等を図り、全ての児童生徒に関係する問題であるいじめが、学校の内外を問わず行われなくなることを目指すことが責務である。

このことを踏まえて、本校においても、すべての子どもがいじめに巻き込まれる可能性があるものと改めて捉え直し、全校的な共通理解のもと、いじめの解消はもちろんのこと、未然防止の取組を積極的に推進していくことが極めて重要である

2 未然防止に向けて

(1) ストレスが高まらない「授業づくり」「集団づくり」

いじめは、友人関係や勉強に関するできごとが、ストレス要因となって、いじめに結び付きやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることが分かっている。また、人に負けたくないという過度の競争意識がストレスを一層強く感じさせることも分かっている。

このようなストレス要因が、いじめに結び付くことを考えると、未然防止の最善の手立てはストレスを子どもに感じさせない「学校」をつくることである。具体的には、学校生活の大部分を占める「授業そのもの」がストレス要因にならないこと、「授業」を含めた集団生活に、自分の居場所や仲間同士の絆を存在させることである。

(2) 授業づくり

授業がストレス要因とならないようにするためには、授業改善をこれまで以上に進め、「わかる・できる・楽しい授業」づくりを推進していくことが重要である。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、仲間からの「冷やかし」や「からかい」などは、大きなストレス要因となって、子どもの学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。また、そのことが、更に学力への自信のなさや不安を生むという悪循環につながる。

「わかる・できる・楽しい」授業とは、テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての子どもが授業に主体的に参加できる、授業場面で活躍できる、仲間と学び合える授業への改善のことである。その改善により、授業での居場所ができ、基礎的な学力とともに総合的な学力の向上にもつながるのである。仲間のよさを感じながら学び合い、仲間との絆を築く。その結果、いじめに向かうストレスを負うことも減少する。

また授業に向かう規律（チャイムが鳴ったら座って準備をする、正しい姿勢で授業に参加するなど）や生活習慣を定着させることも、「わかる・できる・楽しい授業」のためには不可欠である。また同様に豊かな人間性を育むため、道徳の時間の内容の充実にもあわせて努めなければならない。

→平岸小学校「学ぶ力」育成プログラムの実施
基礎的基本的な知識及び技能＋思考力・判断力・表現力
→平岸小学校スタンダードの定着

(3) 集団づくり

日常生活での友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することも重要になる。単に子どもが何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいということではなく、個々の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識し、場や機会を提供する。

他の子どもや大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができるよう、場や機会を設定する。

→平岸小MLAの実施

→教育ボランティアの積極的な活用

→地域の自然環境、社会環境を活用した体験活動の充実

→りんごタイム 縦割り活動の充実

★自己有用感とは★

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があつて感じることでできる自己の有用性を自己有用感と呼びます。

他者から認められていたり感じられた子どもは、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるという必要がないからです。さらには、相手のことも認めることができるようになっていきます。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。

(4) 教職員の構え

教師は常に「子ども理解」に努める。子ども一人一人の学習や生活の様子（表情や声、友達同士のかかわり等）を観察し、変化に気付き、その変化の原因を探るといった子どもの一挙手一投足に気を配ることが大切である。さらに、定期的にいじめに関するアンケートをとったり、家庭訪問では家庭での様子を見取ったり、個人懇談で保護者から聞き取ったりするなど実態把握に努める必要がある。

また、教師はよき評価者でなければならない。子どもの学習や生活の様子から成長を見取り聞き取る評価活動を行い、子どもに積極的に返すことが大切であり、子どもが自己有用感をはぐくむための最大の支援者となる必要がある。

併せて、「いじめ」等に関する子ども理解を深めるための研修を、適宜、実施することで、日々の実践・指導に役立てていく。

いじめに関するアンケート、子ども理解に関わる研修等を含め、いじめに関する取組については校内学びの支援・いじめ対策委員会が中心になって行う。

(5) 教育課程への位置付け

いじめに関する指導は、道徳や学級活動等の時間や教科の学習を通して、どの学年、どの学級においても同じ内容で確実に実施していく。年間計画の作成は教育課程企画・改善委員会が学びの支援・いじめ対策委員会と連携して行う。

3 いじめの早期発見に向けた取組

(1) 早期発見の基本

- ①子どものささいな変化に気付くこと
- ②気付いた情報を確実に共有すること
- ③(情報に基づき)速やかに対応すること

児童生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(2) 早期発見のために

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、学年主任、校内学びの支援・いじめ対策委員長・教頭・校長に報告する。得られた情報等に基づき、必要に応じて関係者を招集、対応体制を構築する。

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人、何も気付かなかったというよりも、情報を放置したり、問題はないと安易に判断したりした結果、深刻化している。「早期認知」「早期対応」を心掛けたい。

例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞く。保健室での様子を聞く。保護者と連絡を取り、家庭で気になった様子はないか把握する。地域の方から通学時や地域での活動の様子を知らせてもらうなど。今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的、積極的に行うことが大切である。

なお、「暴力的な行為」や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに止めさせることを最優先とする。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、子どもが遊びやふざけだと弁解しても、暴力的行為は即刻やめさせることが必要である。更に、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを「組織」の担当者に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

(3) 定期的なアンケートの実施

例年11月に行われる札幌市教育委員会の調査を実施するとともに、本校独自に6月にMLAプロジェクト委員会を中心にアセスを行う。両調査とも、結果をもとに、いじめや友達との関係について、悩みを抱えていると回答した子どもを中心に、気になる子どもに個別面談を行い、状況を把握、改善する。

「暴力を伴わないいじめ」は、ちょっとしたからかいや意地悪、嫌がらせから始まることが少なくないことから、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではない。普段の子どもへの態度や関わり方を改めて見直し、子ども理解を図っていくことが、極めて重要なことであることは言うまでもない。



4 いじめへの対応

(1) 状況把握

いじめの問題を解決するためには、正確な事実確認が重要である。子どもからの訴えや情報があった場合は、話を最後まで慎重に聞き、必ず事実確認を行う。その際大切なのは、事案を過少評価せずに、子どもの側に立って対応することである。また、周囲の子ども、保護者、他の教職員などからも情報を収集し、聞き取った内容の整合性を図ることが必要である。

事実確認に当たっては、状況に応じ組織的に進めるとともに、事実をもとに校内学びの支援・いじめ対策委員会を開き、SCや関係機関と連携をとりながら、事実関係の把握し、いじめか否かの判断、今後の対応方針等について共通確認する。

いじめであると判断された場合、事実確認の結果は、学校長が責任をもって市教委に報告する。

(2) 判断と対応

原則、いじめについての判断と対応は、校内学びの支援・いじめ対策委員会が中心となっていく。担任一人が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要である。

対策委員会において、いじめであると判断された場合は、今後の対応の方針や教職員の役割分担などについて、随時会議を開き共通確認しながら進めていく。

ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教委とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、市教委からの指示に従って必要な対応を行うことになる。

★相談と通報★

- ・相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』することが重要です。
 - ・円滑な連携を図るためには、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。
- ※いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、『相談』を飛越えて直ちに警察に通報する必要があります。

(国立教育政策研究所『生徒指導リーフ12 学校と警察等との連携』より)

(3) 該当児童、保護者に対して

対応の際は、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることである。ただし、あくまでも組織としての対応を行うことを忘れないようにする。

～いじめられている子どもへの対応～

子どもの立場に立って、共感的な理解に努めるようにする。特にいじめられている子どもを最後まで守り通すという姿勢をもって対応するなど、子どもとの信頼関係を改めて築くこと、また、子どもが安心して学校に通える体制作りを行うことが大切である。

～いじている子どもへの対応～

相手の苦しみを理解させるとともに、自分の行為や責任を自覚させる指導を行う。思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返さないようにする。

～保護者に対して～

双方の保護者と直接会い、事実とともに学校の指導方針、再発防止に向けた対応について伝える。いじめが表面上収まったとしても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え、協力を得る。

(4) いじめが起きた集団へのかかわり

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考える。年間計画に位置付けられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級活動や集会等により、いじめられている子どもの苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(5) ネットいじめへの対応

子どもからの情報を敏感に察知するなど、絶えず教職員がアンテナを高くし、情報収集に努める必要がある。

インターネットによる誹謗・中傷等、悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、直ちに保護者に連絡し、削除を求めるなどの適切な処置をとる必要がある。

学校単独で対応することが困難と判断した場合には、市教委と相談しながら対応を考える。

必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。学校における情報モラル教育を進めることも、今後の重要な課題である。

5 学校いじめ防止のためのプログラム

| 節 | 月 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 教職員 | |
|--------------|----|-------------------------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|---|---|---|--|
| 1 (知り合おう) | 4 | 道徳 礼儀 6年生との交流 平岸小スタンダード 理解 | 道徳 礼儀 平岸小スタンダード 理解 | 道徳 礼儀 平岸小スタンダード 理解 総合地域教材 | 道徳 礼儀 平岸小スタンダード 理解 総合地域教材 | 道徳 礼儀 平岸小スタンダード 理解 総合地域教材 | 道徳 礼儀 1年生のお世話 平岸小スタンダード 理解 | 校区 巡回週 間 | |
| | 5 | 道徳 親切思いやり 6年生との交流 | 道徳 親切思いやり | 道徳 親切思いやり 総合地域教材 | 道徳 親切思いやり 総合地域教材 | 道徳 親切思いやり 総合地域教材 | 道徳 親切思いやり 1年生のお世話 | 学校 説明会 | |
| | 6 | 道徳 自然愛護 | 道徳 自然愛護 | 道徳 自然愛護 | 道徳 自然愛護 総合地域教材 | 道徳 自然愛護 総合地域教材 | 道徳 自然愛護 | 個人 学校 懇談 自調 査 | |
| 2 (取り組もう) | 7 | 道徳 礼儀 6年生との交流 平岸小スタンダード 理解 | 道徳 礼儀 平岸小スタンダード 理解 | 道徳 礼儀 平岸小スタンダード 理解 総合地域教材 | 道徳 礼儀 平岸小スタンダード 理解 総合地域教材 | 道徳 礼儀 平岸小スタンダード 理解 総合地域教材 | 道徳 礼儀 1年生のお世話 平岸小スタンダード 理解 | 平岸小 スタン ダード の子 ども への 徹底 | |
| | 8 | 道徳 努力と強い意 志 | 道徳 努力と強い意 志 | 道徳 努力と強い意 志 総合地域教材 | 道徳 努力と強い意 志 総合地域教材 | 道徳 努力と強い意 志 総合地域教材 | 道徳 努力と強い意 志 ALT | | 研修 会 |
| | 9 | 道徳 生命の尊さ | 命にかかわる授業 | 研修会開催 | 保健指導 生活リズム・薬物 | 滝野宿泊学習 | ALT(～9月) 修学旅行 | | 土曜 参観 |
| 3 (高めよう) | 10 | 道徳 勤労・公共の 精神 | 道徳 勤労・公共の 精神 | 道徳 勤労・公共の 精神 総合地域教材 | 道徳 勤労・公共の 精神 総合地域教材 | 道徳 勤労・公共の 精神 ALT | 道徳 勤労・公共の 精神 ALT | 個人 懇談 | |
| | 11 | 保健 心の健康 道徳 節度節制 | 保健 心の健康 道徳 節度節制 | 保健 心の健康 道徳 節度節制 | 保健 心の健康 道徳 節度節制 | 保健 心の健康 道徳 善悪の判断・ 自律・自由と責任 ALT | 保健 心の健康 道徳 善悪の判断・ 自律・自由と責任 ALT 総合地域教材 | 査 札幌 市い じめ 調 査 | |
| | 12 | 保健 性指導 道徳 正直・誠実 もちつき会地域と | 保健 性指導 道徳 正直・誠実 | 保健 性指導 道徳 個性伸長 | 保健 性指導 道徳 個性伸長 | 保健 性指導 道徳 個性伸長 ALT | 保健 性指導 道徳 個性伸長 ALT | 研修 会 | |
| 4 (確かめよう) | 1 | 道徳 家族愛 | 道徳 家族愛 地域まちの灯りイ ベント参加～アイス キャンドルづくり～ | 道徳 家族愛 総合地域教材 | 道徳 家族愛 | 道徳 家族愛 | 道徳 家族愛 | M L A の 取 組 | |
| | 2 | 道徳 友情・信頼 | 道徳 友情・信頼 | 道徳 友情・信頼 | 道徳 友情・信頼 | 道徳 友情・信頼 ALT | 道徳 友情・信頼 ALT | | 学 評 い じめ 防 止 取 組 明 会 ト |
| | 3 | 道徳 よりよい学校 生活・集団生活の充 実 | 道徳 よりよい学校 生活・集団生活の充 実 | 道徳 よりよい学校 生活・集団生活の充 実 | 道徳 よりよい学校 生活・集団生活の充 実 | 道徳 よりよい学校 生活・集団生活の充 実 | 道徳 よりよい学校 生活・集団生活の充 実 | | 見 直 し |

規律 学力 自己有用感を育むことがいじめの未然防止に！教職員全員で取り組もう！

6 いじめ防止に向けた組織

(1) 名称

学びの支援委員会

(2) メンバー

特別支援コーディネーター、各学年担任1名

*必要に応じて、校長、教頭、該当担任や養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー

(3) 役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 緊急会議の開催。いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制の構築。
- 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 学校基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う役割

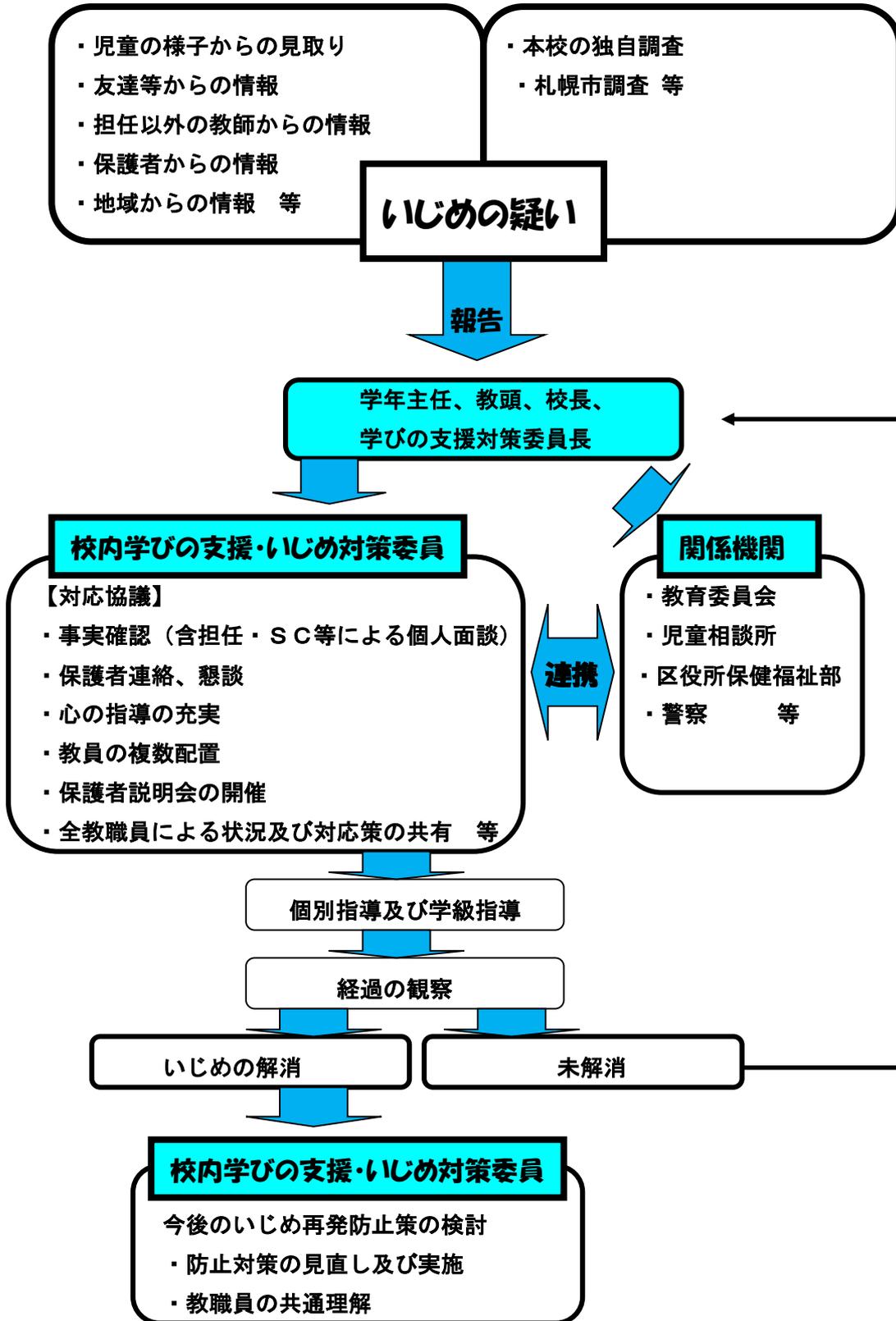
(4) 仕事

～仕事～

- ①学校基本方針に基づく年間計画の作成
- ②いじめの疑いに関する情報、子どもの問題行動の情報を、教職員で共有するための収集
- ③アセスに関すること（MLAプロジェクト委員会を中心に）
- ④子どもの命を見守る月間の計画・実施
- ⑤11月実施 市教委調査に関すること（配布 集約 分析 改善策）
- ⑤PDCAサイクルに基づいた学校基本方針の見直し、計画の見直し



いじめ対応の流れ～平岸小学校



いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針より抜粋

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1)いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める（第13条）

組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする（第22条）

学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（第28条）

(2)学校いじめ防止基本方針の策定にあたり

未然防止から対処まで 一連の流れを

いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

指導内容のプログラム化

その具体的な内容として、例えばいじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることなどが考えられる。

教職員全体で取り組むことの徹底

また例えば、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることなどが考えられる。

PDCA評価サイクルとあわせて

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

HPでの公開

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

組織に期待されること

いじめに対し、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、SC、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制
- ・ 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う役割

どの教職員？

当該組織を構成する第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

名称

「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

未然防止

- ・ 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ・児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、

- ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通す。
- ・加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

重大事態対応

フロー図に沿って対処する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力